



円勝会便り

1月号

配信：社会福祉法人円勝会

TEL：0791-63-3053

HP：<https://enshoukai.com>

あけましておめでとうございます。どんなお正月をお過ごしでしたか？

今年の十二支は兎です。兎は十二支の4番目で、芽を出した植物が成長していき茎や葉が大きくなる時期で、目に見えて大きく成長する年だといわれています。

また、うさぎは跳びはねることから、飛躍や成長できるシンボルともいわれております。

就職活動を行う上で、自分はどのような個性、強み、弱みを持っているか、何に興味を持つかなど自己分析をしっかりと行い、何をやりたいのかを明確にしておくことが大切です。

また、業界や会社研究などをしっかりと行い、3月からスムーズに就職活動をスタートし、自分が希望するところに就職が叶うよう準備をしておきましょう。

今月は、身体、知的発達、精神に障害のある方に対して、自立を支援する社会的サービスである障害者福祉について解説します。

障害の3つの分類

【身体障害】

身体障害とは、身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことをいい、身体障害者福祉法では、「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「音声・言語・そしゃく機能障害」、「肢体不自由」、「内臓機能などの疾患による内部障害」の5種類に分類されます。



【知的障害】

知的障害は、日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動に支障がある状態で、知能指数が基準以下の場合に認定されます。知的障害者福祉法では、知的な能力発揮の程度などが個々によって異なるため、細かい規定を設けておらず、法令では、「発達期（おおむね18歳未満）において遅滞が生じること、遅滞が明らかであること、遅滞により適応行動が困難であること」の3要件が基準とされている場合が多く、成人になって、病気や事故、認知症などにより知的機能が低下した場合は「知的障害」には含まれません。



【精神障害】

精神障害は、脳および心の機能や器質の障害によって起きる精神疾患によって、日常生活に制約がある状態をいいます。統合失調症や躁うつ病、うつ病などの気分障害、神経症、パニック障害、適応障害など、様々な疾患がこれに該当します。

また、精神の変調が髄膜炎、内分泌疾患などの身体疾患によって引き起こされる場合もあり、精神保健福祉法では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもの」と定められています。



障害者の全体的状況

身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者人口の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者419万3千人となっています。

これを人口千人当たりの人数でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は33人となります。複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることとなります。

親なき後問題

障がいのある子を抱える家庭にとっては、その子の面倒を全面的にみている両親が将来その子を支えられなくなったら、その子の財産管理や身上監護を誰がどのように担ってくれるのだろうかという漠然とした不安や心配が、最も切実な問題であり最大の関心事です。

これを『親なき後問題』と言いますが、これは何も、両親が亡くなった後のこととは限りません。両親の高齢化が進み、障がいのある子の面倒をみられなくなってきた時点で、既に『親なき』の問題が顕在化してきます。

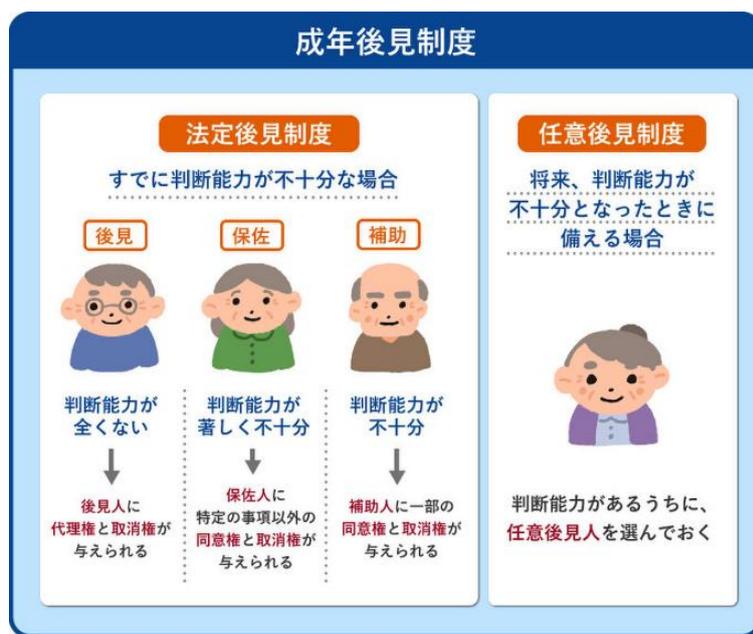
【問題点1】成年後見人の担い手

親なき後に医療サービス・介護福祉サービスを利用するには、介護プランの作成、介護サービス契約・入院契約・施設入所契約の締結など、様々な契約行為が伴います。

また、年金等の収入と生活費・医療費等の支出の管理も必要ですので、多くの場合、成年後見人を付けることが必要となり、この成年後見人を誰が担うかというのが一つの問題です。

障がいのある子の兄弟や姪・甥等家族・親族に近距離でサポートできる方がいれば、その方に親なき後の後見業務を託すこととなりますし、それが基本的にベストです。

しかし、家族・親族に適当な後見人候補者がいなければ、“第三者後見人”に就任を依頼することになります。



【問題点2】生活拠点と医療介護場所の確保

親が子の面倒をみることができていた間は、在宅による医療・介護サービスで対応できたかもしれませんが、親なき後の子の生活拠点の確保は、最も重要な課題です。

子の障がいの状態及び同居親族の存在の有無等の観点から、在宅介護が可能かどうかというのが最初の選択肢となりますが、いざという時に迅速に対応でき、支える親族などの肉体的・精神的負担が軽減できることから、施設入所を希望されるケースが多いといえます。

しかし、認知症高齢者や精神障害者向け施設数は一定数確保されているものの、本人の生活圏に近いエリアでの施設数やその居室総数に余裕があるかは、地域格差があります。また、経済的制約から入れる施設も限られ、しかも月額利用料が低めの施設・病院は満室で、入居待機者が数十人以上という所も多く、入所施設の確保は、子の障がいの状態により、困難を極めるケースもあります。

【問題点3】生活資金の確保と財産管理

障害年金等の年金収入や親が遺してくれた遺産等で、子の将来にわたる生活費の確保が可能かという経済的問題も切実です。

第三者後見人が就く場合は、ボランティアによる市民後見人（まだまだ普及しておらず、後見人として長期に携わるための知識・資質に問題が残るケースも多い）でもない限り、後見人報酬が発生しますので、それを含めて将来的に生活資金が不足しないかを考えていかなければなりません。

また、生活資金はある程度確保できているがそれを長期にわたり資金計画を立て財産管理できるのかについて、素人である親族後見人だけでは、不安が残るケースもあります。



円勝会での取り組み

円勝会では、障がいのある方を対象とする拠点施設として、「西はりまリハビリテーションセンター」「西はりまナーシングヴィラ（たつの市）と「ドリーム甲子園」（西宮市）を運営しています。

障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加できる取り組み（障がい者スポーツや就労体験等）や、家族からの支援が受けられなくなっても、一人で自立した生活を送ることができる支援に力を入れており、「施設入所支援」や、一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」、主に夜間や休日に共同生活を行う住居で日常生活上の援助を行う「共同生活援助」（グループホーム）などのサービスを提供しています。



"Topic"



12月8日 甲子園浜小学校にて

4年生の総合学習「ともに生きる」の一環として、3法人4特養が取り組んでいる、地域の子どもたちや高齢者を見守る事業「見守りタイガー」の車両見学会がありました。



12月14日 ドリーム甲子園グループホームにて
グループホームに栄養士が出向き、手作りの夕食会を行いました。この日のメニューは、クリームシチューに野菜サラダ、デザートにコーヒーとオレンジゼリーでした。



12月15日 西はりまナーシングヴィラ体育館にて
西はりまリハビリテーションセンターと西はりまナーシングヴィラ合同のクリスマス忘年会を開催しました。



12月23日 ドリーム甲子園にて
クリスマス会を開催しました。クリスマスにまつわるクイズ大会を行った後、新人職員さんが中心となって考えたゲームを行いました。
サンタさんの福笑い、パンスト綱引きは大変盛り上がり、大笑いの中、幕を閉じました。



12月24日 第2シルバーコースト甲子園にて
寿司バイキングを行いました。好きなものをたくさん召し上がられ、皆さん満足された様子でした。

【問い合わせ先】

社会福祉法人円勝会 法人本部

〒679-4132 兵庫県たつの市誉田町福田 780-3

TEL:0791-63-3053 FAX:0791-63-3053

■E-mail : saiyou@enshoukai.com 担当：財津 前田

